

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年7月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 11件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 11件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600011号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600093号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和48年12月1日から昭和48年11月20日に訂正し、昭和48年11月の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

昭和48年11月20日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和48年11月20日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年11月20日から同年12月1日まで

私は、昭和48年7月にA社に入社し、昭和48年10月から1か月くらいB社で研修を受けたが、その後もA社で昭和49年8月に退職するまで継続して勤務した。請求期間に厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及びA社の役員を含む複数の同僚の陳述により、請求者は、B社及びA社に継続して勤務し(昭和48年11月20日にB社からA社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年12月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和52年7月28日に適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主はすでに死亡し、同社の役員も不明である旨回答しており、

これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600042 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600095 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 25 年 12 月 27 日の標準賞与額を 7 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 12 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 12 月

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録がないため年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された「給料支払明細書 (25 年 12 月分) 賞与」及び A 社から提出された請求者の平成 25 年 12 月賞与に係る「賃金台帳兼出勤簿」等から、請求者は、請求期間において、同社から 9 万円の賞与の支払を受け、7 万 5,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、7 万 5,000 円とすることが必要である。

また、平成 25 年 12 月に係る賞与の支給年月日については、A 社が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出した健康保険厚生年金保険

被保険者賞与支払届に記載されている賞与支払年月日から平成 25 年 12 月 27 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 12 月 27 日の賞与について、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付した旨回答しているが、当該届は厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 4 月 11 日に年金事務所に対し提出（平成 28 年 4 月 13 日年金事務所受付）されていることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 12 月 27 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600031 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1600096 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 12 月 20 日の標準賞与額を 100 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月

A 社から請求期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の請求期間に係る給料支払明細書（控）、総勘定元帳及び B 市から提出された平成 18 年給与支払報告書（個人別明細書）により、請求者は、請求期間において、同社から 100 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与の支給年月日については、年金事務所が保管する請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載されている賞与支払年月日から平成 17 年 12 月 20 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与支払年月日を平成 17 年 12 月 20 日とした請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 4 月 1 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 17 年 12 月 20 日に係る厚生年金保険料について納入の告

知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500834号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600097号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月31日及び平成15年12月31日は23万4,000円、平成16年8月10日は23万2,000円、平成16年12月31日は22万8,000円、平成17年8月8日は23万円、平成17年12月31日は22万7,000円、平成18年8月11日は18万6,000円、平成18年12月31日は18万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月31日、平成15年12月31日、平成16年8月10日、平成16年12月31日、平成17年8月8日、平成17年12月31日、平成18年8月11日及び平成18年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年8月31日、平成15年12月31日、平成16年8月10日、平成16年12月31日、平成17年8月8日、平成17年12月31日、平成18年8月11日及び平成18年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月
③ 平成16年8月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年8月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年8月
⑧ 平成18年12月

請求期間①から⑧までについて、A社から賞与が支払われ、保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与の記録がないので記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑧までについて、A社から提出された平成16年度、平成17年度及び平成18年度の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、B町役場から提出された平成16年度から平成19年度までの給与支払報告書並びに同社の取締役であり経理の担当者であった者の陳述から判断して、請求者は請求期間①から⑧までにおいて、同社から毎年8月及び12月に標準賞与額57万7,000円に見合う賞与(577,500円)が支給され、請求期間①及び②は標準賞与額23万4,000円、請求期間③は標準賞与額23万2,000円、請求期間④は標準賞与額22万8,000円、請求期間⑤は標準賞与額23万円、請求期間⑥は標準賞与額22万7,000円、請求期間⑦は標準賞与額18万6,000円、請求期間⑧は標準賞与額18万4,000円に見合う厚生年金保険料(請求期間①及び②は1万5,834円、請求期間③は1万5,692円、請求期間④は1万5,871円、請求期間⑤は1万5,976円、請求期間⑥は1万6,155円、請求期間⑦は1万3,258円及び請求期間⑧は1万3,400円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑧までに係る標準賞与額については、上述の資料等から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は23万4,000円、請求期間③は23万2,000円、請求期間④は22万8,000円、請求期間⑤は23万円、請求期間⑥は22万7,000円、請求期間⑦は18万6,000円、請求期間⑧は18万4,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑧までの賞与の支給日について、請求者及び上述の役員は、賞与の支給が毎年8月及び12月であったと陳述しているところ、請求期間①及び②は、確認できる資料がないため、それぞれの支給年月の末日を支給日とすることが妥当であること、請求期間③、⑤及び⑦は、A社から提出された該当する年度の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる受領日を賞与支給日とすること、請求期間④、⑥及び⑧は、該当する年度の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に支給月である12月の記載はあるものの受領日の記載がなく、ほかに確認できる資料もないため、支給年月の末日を支給日とすることが妥当であることから、請求期間①は平成15年8月31日、請求期間②は平成15年12月31日、請求期間③は平成16年8月10日、請求期間④は平成16年12月31日、請求期間⑤は平成17年8月8日、請求期間⑥は平成17年12月31日、請求期間⑦は平成18年8月11日、請求期間⑧は平成18年12月31日とする。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、事業主は死亡しているものの、上述の取締役は、請求期間①から⑧までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料について

も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年8月31日、平成15年12月31日、平成16年8月10日、平成16年12月31日、平成17年8月8日、平成17年12月31日、平成18年8月11日及び平成18年12月31日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600010号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600098号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成16年12月15日は17万1,000円、平成17年6月30日は18万円及び平成17年12月16日は14万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日、平成17年6月30日及び平成17年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日、平成17年6月30日及び平成17年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月

② 平成17年6月

③ 平成17年12月

請求期間①、②及び③について、A社から賞与が支払われていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社の経理担当者の陳述、複数の同僚から提出された賞与支給明細書及びB町役場から提出された請求者の所得税課税証明書から判断すると、請求者は、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間①に係る標準賞与額については、A社の経理担当者の陳述、複数の同僚から提出された賞与支給明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、17万1,000円とすることが妥当である。

請求期間②及び③について、請求者の所持する賞与支給明細書により、請求者

は、請求期間②は21万円、請求期間③は16万円の賞与が支給され、請求期間②は18万円、請求期間③は14万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間②は1万2,513円、請求期間③は1万594円)を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額については、上述の賞与支給明細書により認められる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は18万円、請求期間③は14万9,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①、②及び③の賞与の支給日について、複数の同僚から提出された銀行の預金通帳及び取引推移一覧表により確認できる賞与の振込日から、請求期間①は平成16年12月15日、請求期間②は平成17年6月30日とすることが妥当であり、請求者が所持する預金通帳により確認できる賞与の振込日から、請求期間③は平成17年12月16日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の請求期間①、②及び③に係る届出や保険料納付についての回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600023号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600099号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成16年12月31日は6万円、平成17年12月31日は15万円に訂正することが必要である。

平成16年12月31日及び平成17年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月31日及び平成17年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成17年12月

請求期間①及び②について、A社から賞与が支給されていたにもかかわらず、賞与の記録がないので記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された給料支払明細書(賞与)及び同僚の陳述により、請求者がA社から当該期間に係る賞与(請求期間①は6万円、請求期間②は15万円)を支払われ、当該賞与額に見合う標準賞与額(請求期間①は6万円、請求期間②は15万円)に基づく厚生年金保険料(請求期間①は4,180円、請求期間②は1万716円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の賞与の支給日については、上述の給料支払明細書(賞与)に記載はない上、事業主も賞与の支給日は不明である旨の回答をしており、ほかに確認できる資料等もないことから、支給年月の末日(請求期間①は平成16年12月31日、請求期間②は平成17年12月31日)とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、平成16年12月及び平成17年12月の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600115号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600100号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和40年3月1日、喪失年月日を昭和40年7月1日に訂正し、昭和40年3月から同年6月までの標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

昭和40年3月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和16年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年3月1日から同年7月1日まで

請求期間について、B市C区D地区の辺りにあった事業所で勤務していた。その事業所名については、はっきり覚えていないが、Eさんが店主で、F事業所というような名称だったと思う。私が勤務していた店舗以外にもB市役所の中に店舗があったと聞いたことがある。

請求期間について、調査の上、被保険者期間として記録し、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、B市C区のF事業所というような名称の事業所で勤務していたとしているところ、事業所検索システムにおいてB市C区にA社という名称の事業所が確認できる。

また、年金事務所が保管する上述のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、請求者の請求期間当時の氏名と1字異なるものの、生年月日が請求者と同日の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は昭和40年3月1日、資格喪失日は昭和40年7月1日)が確認できる上、当該未統合記録の厚生年金保険記号番号に係る払出簿の氏名は、請求者の請求期間当時の氏名と一致している。

さらに、請求者の請求期間に勤務していたとする事業所に係る事業主の姓、勤務していた店舗及び他店舗の所在地についての記憶は、請求期間当時にA社で被

保険者記録が確認できる複数の者の証言と一致していることから、請求者が同社に勤務していたことが認められる。

加えて、請求者の所持する年金手帳の昭和 39 年度及び昭和 40 年度の国民年金印紙検認記録欄の記載内容及び B 市における国民年金被保険者名簿の資格の得喪欄の記載内容から請求者は昭和 40 年 3 月から同年 6 月までの期間については厚生年金保険等の被用者年金の被保険者であった状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、請求者の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、事業主は、請求者が昭和 40 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和 40 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

また、昭和 40 年 3 月から同年 6 月までの標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1 万 4,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500852号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600101号

第1 結論

請求者のA事業所における平成19年12月28日の標準賞与額を12万1,000円から15万円、平成21年7月24日の標準賞与額を12万2,000円から15万円、平成21年12月23日の標準賞与額を16万9,000円から20万円、平成23年12月28日の標準賞与額を16万2,000円から20万円、平成25年1月15日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成19年12月28日、平成21年7月24日、平成21年12月23日、平成23年12月28日及び平成25年1月15日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月28日、平成21年7月24日、平成21年12月23日、平成23年12月28日及び平成25年1月15日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月28日
② 平成20年8月
③ 平成20年9月1日から平成25年9月1日まで
④ 平成20年12月
⑤ 平成21年7月24日
⑥ 平成21年12月23日
⑦ 平成23年8月10日
⑧ 平成23年12月28日
⑨ 平成25年1月15日

A事業所に勤務していた平成20年9月から平成25年8月までの期間について、実際の給与額と比べ、厚生年金保険の記録が低くなっている。また、賞与8回について、支給額や厚生年金保険料の控除額と厚生年金保険の記録が異なっ

ている。請求期間の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票、事業主から提出された請求期間に係る賃金台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求期間①及び⑥について、請求者は、請求期間①は15万円、請求期間⑥は20万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間⑤、⑧及び⑨について、上述の給料支払明細書、賃金台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間⑤は15万円、請求期間⑧及び⑨は20万円の賞与を支給され、請求期間⑤は19万1,000円、請求期間⑧及び⑨は24万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間⑤は1万4,583円、請求期間⑧は1万9,684円、請求期間⑨は2万119円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間⑤、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、上述の給料支払明細書等により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間⑤は15万円、請求期間⑧及び⑨は20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の経理担当者は、社会保険事務所（平成22年以降は年金事務所）に対し、請求期間①、⑤、⑥及び⑧については誤った額で厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出し、請求期間⑨については厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していない旨を陳述していることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①、⑤、⑥、⑧及び⑨に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間③については、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額は平成20年9月から平成21年8月までは19万円、平成21年9月から平成22年8月までは18万円、平成22年9月から平成23年8月までは22万円、平成23年9月から平成25年8月までは24万円と記録されているところ、上述の給料支払明細書及び賃金台帳等により、当該期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間⑦については、オンライン記録によると、標準賞与額は15万円と記録されているところ、上述の賃金台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿によ

り、15万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（1万2,404円）を控除されていることが確認できるものの、支給された賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間②及び④について、事業主は賞与を支給していない旨回答しており、上述の賃金台帳及び平成20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、当該期間に係る賞与が支給されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500721 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1600102 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 55 年 9 月 1 日から同年 8 月 1 日に訂正し、昭和 55 年 8 月の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

昭和 55 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 55 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①昭和 55 年 5 月 27 日から同年 9 月 1 日まで
②昭和 56 年 5 月 1 日から同年 10 月 20 日まで

私は、昭和 55 年 5 月から昭和 56 年 10 月まで A 事業所に勤務していたが、請求期間①及び②について厚生年金保険の被保険者記録がない。一部の請求期間について、給料支払明細書を保存しているので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しないとしても事実即した記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、A 事業所は昭和 55 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、昭和 55 年 5 月 27 日から同年 9 月 1 日までの期間に適用事業所であったことが確認できないものの、i) 複数の同僚が当該事業所には当時 6 人から 10 人程の社員が、勤務していた旨の回答及び陳述をしていること、ii) 厚生年金保険新規適用事業所現況書には、事業を開始した年月日が昭和 48 年 2 月 1 日と記載され、添付資料として従業員 7 人の昭和 55 年 8 月 1 日付け診断書が提出されていることから、当該事業所は、昭和 55 年 8 月の時点で 5 人以上の従業員が勤務していたとして、厚生年金保険法第

6条第1項に規定された適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また請求期間①のうち、昭和55年8月1日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された昭和55年8月分及び同年9月分の給料支払明細書並びに請求者が所持するA事業所の厚生年金保険料改定に係る告知メモより、請求者は当該期間においてA事業所に勤務し、給与が支給され厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

昭和55年8月の標準報酬月額については、日本年金機構B事務センターの回答及び請求者から提出された給料支払明細書から確認できる昭和55年8月分の報酬額(228,800円)及び厚生年金保険料控除額(10,010円)から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和55年8月1日から同年9月1日までの期間について、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていない期間のため、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、昭和55年5月27日から同年8月1日までの期間において、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、当該期間に給与が支給され、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるものの、オンライン記録によると、当該期間は、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和55年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚7人のうち5人には、当該期間に他の事業所における厚生年金保険又は国民年金の被保険者記録が確認できる。また、A事業所は個人事業所であり、当時の事業主は死亡しているため、当該期間において、当該事業所が適用事業所の要件となる5人以上の従業員の雇用実態があったか否かについて確認できない。

請求期間②について、請求者から提出された昭和56年10月分給料明細により、請求者は、当該期間に給与が支給され、昭和56年9月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるものの、オンライン記録によると、A事業所は、昭和56年5月1日に適用事業所でなくなっている上、i)昭和56年5月1日に資格喪失した8人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、全員の進達記録及び健康保険証の証返納の記録が昭和56年6月8日証返納とされており不自然な取消訂正等の処理は見当たらないこと、ii)複数の同僚が名前を挙げた実質の事業経営者及び事務担当者は、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日と同日に国民年金に加入した記録となっているところ、当該事業経営者については、直後の昭和56年5月13日に国民年金の付加納付を行っていることが確認でき、また、当該事務担当者は自分の年金記録は正しい旨陳述していることから判断し、当時、従業員が厚生年金保険の被保険者資格の喪失について知っていた可能性がうかがえること、iii)同僚の一人が、当時のA事業所は、従業員が徐々に辞めていった旨陳述していることから事業が縮小された状況がうかがえること、iv)A事業所は個人事業所であり、当時の事業主は死亡していることから、当該期間における当該事業所の事業実態及び厚生年

金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、請求期間①のうち、昭和 55 年 5 月 27 日から同年 8 月 1 日までの期間及び請求期間②における A 事業所の事業実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①のうち、昭和 55 年 5 月 27 日から同年 8 月 1 日までの期間及び請求期間②の期間について、A 事業所が適用事業所の要件を満たしていたことが確認できないことから、当該期間において、請求者を厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600035号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600103号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年1月21日から同年2月15日に訂正し、昭和63年1月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

昭和63年1月21日から同年2月15日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年1月21日から同年2月15日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年1月21日から同年2月15日まで

私は、昭和62年3月にA社に入社し、昭和63年2月に関連会社のB社に転勤した。請求期間も継続して勤めたが、当該期間の厚生年金保険の記録がない。請求期間について、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社、B社及び複数の同僚の回答並びに両社の社会保険事務担当者の陳述により、請求者は、両社に継続して勤務し(昭和63年2月15日にA社からB社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和62年12月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は昭和63年1月21日から同年2月15日までの期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、昭和63年1月21日から同年2月15日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記

録における離職年月日の翌日である昭和63年1月21日となっており、離職年月日は同日であることから社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和63年1月21日から同年2月15日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500838 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600104 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成16年5月1日から平成19年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成16年5月及び同年6月は9万8,000円から18万円、平成16年7月は9万8,000円から20万円、平成16年8月は9万8,000円から24万円、平成16年9月は9万8,000円から18万円、平成16年10月は9万8,000円から24万円、平成16年11月は9万8,000円から22万円、平成16年12月及び平成17年1月は9万8,000円から26万円、平成17年2月及び同年3月は9万8,000円から22万円、平成17年4月及び同年5月は9万8,000円から24万円、平成17年6月は9万8,000円から22万円、平成17年7月及び同年8月は9万8,000円から24万円、平成17年9月は9万8,000円から20万円、平成17年10月及び同年11月は9万8,000円から22万円、平成17年12月から平成18年3月までは9万8,000円から20万円、平成18年4月は9万8,000円から22万円、平成18年5月から同年7月までは9万8,000円から20万円、平成18年8月は9万8,000円から22万円、平成18年9月から同年11月までは9万8,000円から20万円、平成18年12月及び平成19年1月は9万8,000円から19万円、平成19年2月及び同年3月は9万8,000円から20万円とする。

平成16年5月から平成19年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年5月から平成19年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年4月1日から平成19年4月1日まで
② 平成16年7月23日

- ③ 平成 16 年 12 月 25 日
- ④ 平成 17 年 7 月 11 日
- ⑤ 平成 17 年 12 月 22 日
- ⑥ 平成 18 年 7 月 7 日
- ⑦ 平成 18 年 12 月 25 日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①について、標準報酬月額が実際の給与額と比べて、低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②から⑦までについて、A社から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成 16 年 5 月 1 日から平成 17 年 3 月 1 日までの期間、平成 17 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 1 月 1 日までの期間、平成 18 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び平成 18 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（9 万 8,000 円）を超える報酬月額（平成 16 年 5 月及び同年 6 月は 18 万円、平成 16 年 7 月は 20 万円、平成 16 年 8 月は 24 万円、平成 16 年 9 月は 18 万円、平成 16 年 10 月は 24 万円、平成 16 年 11 月は 22 万円、平成 16 年 12 月及び平成 17 年 1 月は 26 万円、平成 17 年 2 月は 22 万円、平成 17 年 5 月は 24 万円、平成 17 年 6 月は 22 万円、平成 17 年 7 月及び同年 8 月は 24 万円、平成 17 年 9 月は 20 万円、平成 17 年 10 月は 22 万円、平成 17 年 12 月、平成 18 年 2 月及び同年 3 月は 20 万円、平成 18 年 4 月は 22 万円、平成 18 年 5 月及び同年 7 月は 20 万円、平成 18 年 8 月は 22 万円）を支給され、当該報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①のうち、平成 17 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（9 万 8,000 円）を超える報酬月額（26 万円）を支給され、24 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（16,296 円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

請求期間①のうち、平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの期間については、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると 9 万 8,000 円と記録されているが、上述の給与明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 18 年 4 月から同年 6 月までは 20 万円に相当する報酬月額が事業主により請求者に支給されていたことが確認できることから、平成 18 年 9 月以降における請求者の標準報酬月額は 20 万円となる。平成 18 年 10 月から平成 19 年 3 月までの給与明細書により、平成 18 年 10 月及び同年 11 月は 20 万円、平成 18 年 12 月及び平成 19 年 1 月は 19 万円、平成 19 年 2 月は 20 万円、平成 19 年 3 月は 24 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（平成 18 年 10 月及び同年 11 月は 14,642 円、平成 18 年 12 月及び平成 19 年 1 月は 13,910 円、平成 19 年 2 月は 14,642 円、平成 19 年 3 月は 17,570 円）を事業主により給与から控除されていたことが

確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成17年4月は24万円、平成18年10月及び同年11月は20万円、平成18年12月及び平成19年1月は19万円、平成19年2月及び同年3月は20万円とすることが必要である。

また、請求期間①のうち、平成17年3月1日から同年4月1日までの期間、平成17年11月1日から同年12月1日までの期間、平成18年1月1日から同年2月1日までの期間、平成18年6月1日から同年7月1日までの期間及び平成18年9月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険料控除額を確認できる資料はないものの、当該期間の預金取引明細書の振込額、前後の期間に係る上述の給与明細書の支給額及び厚生年金保険料控除額から平成17年3月及び同年11月は22万円、平成18年1月、平成18年6月及び同年9月は20万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成16年5月から平成19年3月までの期間について、上述の給与明細書及び預金取引明細書の振込額において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、請求者の給与明細書及び預金取引明細書の振込額において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成16年4月1日から同年5月1日までの期間について、平成16年4月の給与明細書により、請求者は、給与から当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが確認できる。

請求期間②から⑦までについて、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、給与から当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①のうちの平成16年4月1日から同年5月1日までの期間及び請求期間②から⑦までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として請求期間①のうちの平成16年4月1日から同年5月1日までの期間及び請求期間②から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600018号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600092号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月

私は、A社から請求期間に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る年金記録がない。年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は請求期間に賞与を支給されておらず、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。C市から提出された請求者に係る平成18年度市民税・県民税所得・課税証明書の給与収入及び社会保険料の金額は、上述の源泉徴収簿の給料・手当等の総支給金額及び社会保険料等の控除額の金額と一致していることが確認できる。

また、B社の事業主は、請求者について、請求期間に係る賞与を支給しておらず、厚生年金保険料を控除していないと陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600036号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600094号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月31日から同年8月1日まで

私は、平成21年6月から平成22年7月31日までA社に在籍していたが、請求期間の記録がない。支給明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る平成22年8月分給与の支給明細書により、請求者は、平成22年7月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職日は、平成22年7月30日であることが確認できるとともに、同社から提出された請求者の退職願には平成22年7月30日をもって退職する旨記載されているところ、同社の当時の担当者は、請求者の最終出勤日である平成22年7月30日を退職日として処理をした旨陳述している。

なお、厚生年金保険法においては、被保険者期間について、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、さらに、資格喪失の時期について、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失するとされている。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成22年7月31日であり、平成22年7月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるものの、請求期間について、請求者は

同社に使用されていた者であったと言えないことから、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することはできない。

このほか、請求期間における請求者の勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600014号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600105号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成8年3月31日までA事業所C施設にD職として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は資格喪失年月日が平成8年3月31日となっており、平成8年3月が空白期間となっているので記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、平成8年3月31日までA事業所C施設にD職として勤務していた旨主張している。

しかしながら、B社から提出された請求者に係る人事記録(乙)及び人事異動通知書には、「D職(A事業所C施設)に採用する、任期は1日とする、ただし、任命権者が別段の措置をしない限り平成8年3月30日まで任用を日日更新し以後更新しない」と記載されている。

また、上述の人事記録には、平成8年3月30日付けで「退職手当として金66,849円を支給する」、平成8年3月31日付けで「平成8年3月30日限り退職した」と記載されているところ、B社の社会保険事務担当者は、非常勤職員のD職として採用された者について、請求期間当時は3月30日が離職日となる雇用契約を結んでいた旨陳述しており、同社は、平成8年3月分の厚生年金保険料は給与から控除していない旨回答している。

さらに、請求者と同日の平成8年3月31日にA事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚は、給与明細を確認したが平成8年3月分の厚生年金保険料は控除されていない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。